

証券コード 2776

2026年4月9日

(電子提供措置の開始日2026年4月2日)

株 主 各 位

東京都豊島区北大塚三丁目34番1号  
新都ホールディングス株式会社  
代表取締役社長 塚本 明輝

## 第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第42期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

[https://www.shintohtd.co.jp/ir\\_category/meeting/](https://www.shintohtd.co.jp/ir_category/meeting/)

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「新都ホールディングス」または証券「コード」に「2776」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、誠にお手数ではございますが、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年4月23日（木曜日）午後6時までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年4月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号  
ホテルベルクラシック東京 8階「ラプソディ」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報 告 事 項
  1. 第42期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第42期（2025年2月1日から2026年1月31日まで）計算書類報告の件

**決議事項**

**第1号議案**

定款一部変更の件

**第2号議案**

資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

**第3号議案**

取締役6名選任の件

以 上

~~~~~

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎ 議決権行使書の各議案につき賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにも修正内容を掲載させていただきます。

# 事業報告

( 2025年2月1日から  
2026年1月31日まで )

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

#### 全般的概況

当事業年度における日本経済は、企業業績や雇用環境の改善、インバウンド需要の回復などを背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、海外経済の減速懸念や地政学的リスクの高まり、為替・物価の変動など、不確実性の高い状況も続いております。

このような環境の下、当社グループは、廃プラスチックおよび廃金属リサイクル事業の拡大・発展を通じて、資源リサイクルならびにリユース事業の推進に努めてまいりました。

その一環として、簡易株式交付により2025年8月4日付で龍一商事株式会社(本店 茨城県北相馬郡利根町布川1852番地)を、2025年11月20日には栄新商事株式会社(本店 京都府宇治市広野町八軒屋谷16番2)を各々子会社化し、当社が今まで培ってきた廃プラスチック事業、工場設備の運営や廃金属リサイクル事業との相乗効果をはかり、相互の国内外販路を一層拡大させつつ中・長期的な成長の実現を目指してまいります。

そのような中、当社グループの当連結会計年度の業績におきましては、売上高は27,939,637千円(前年同期比127.21%増)、営業利益は593,147千円(前年同期は42,892千円の営業利益)、経常利益は543,316千円(前年同期は49,460千円の経常利益)、親会社株主に帰属する当期純利益は97,825千円(前年同期は16,543千円の親会社株主に帰属する当期純利益)となりました。

当社のセグメント別の業績は以下のとおりです。

なお、当社グループは、さらなる構造転換の推進に向け、グループ全体でのマネジメント体制を変更したことに伴い、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。

以下は、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較・分析しております。

#### ① 金属リサイクル事業

収益性の改善および安定的な収益源の構築を目的として、金属スクラップリサイクル商品(主に鉄や銅・アルミニウム・ステンレス等の非鉄)の国内販売および輸出入業務を行っております。収集された金属スクラップは、ニーズに

応じて破碎・選別・圧縮などの工程を経て、国内ならびに主に中国・韓国・東南アジア諸国向けに出荷しております。

国内外における金属スクラップ業者との事業アライアンスを強化しつつ、地球環境保全と経済効率の両立の実現に邁進してまいりました。

当セグメントの売上高は、24,509,933千円（前年同期比142.85%増）、セグメント利益は847,307千円（前年同期は161,630千円のセグメント利益）となりました。

## ② プラスチックリサイクル事業

ポリエチレンテレフタレート（PET）の輸入ならびにプラスチック再生製品〔PET・PP（ポリプロピレン）・PE（ポリエチレン）等〕の国内販売および輸出入業務を行っております。自社工場において分別・解体・粉碎・圧縮・溶解などの品目に応じた処理を行い、再生可能な状態へと加工し出荷することにより、地球環境保全に配慮したカーボンニュートラルの実現に邁進してまいりました。

当セグメントの売上高は、1,540,141千円（前年同期比23.21%減）、セグメント損失は26,447千円（前年同期は111,202千円のセグメント利益）となりました。

## ③ 不動産関連サービス事業

不動産関連サービス事業につきましては、主に中華圏および在日中国人顧客を対象としたインバウンド不動産事業（開発・売買・仲介業務等）を展開してまいりました。インバウンド向けの水際対策が緩和され、インバウンド購買意欲はコロナ禍以前の実績を上まわりつつあり、海外マネーの獲得が徐々に増加してまいりました。加えて、建造物や住宅等の解体事業を不動産関連サービス事業へ取込んだ結果、当セグメントの売上高は、185,509千円（前年同期比45.24%増）、セグメント利益は102,872千円（前年同期比5.18%増）となりました。

## ④ その他事業

従来のアパレル関連事業、貿易事業における日用雑貨品、酒類等の販売および輸出入事業ならびにAI（GPU機器の国内販売・リース、AIデータセンターの運営・管理）事業等で構成されております。

当連結会計年度において、AI関連事業の一翼を担うGPU（Graphics Processing Unit、コンピュータにおける画像処理を専門とする処理装置のこと）やICチップの輸出販売が開始されたこと等から、当セグメントの売上高は、1,704,053千円（前年同期は70,651千円のセグメント売上高）、セグメント利益は109,572千円（前年同期は8,519千円のセグメント利益）となりました。

## 2. 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は502,006千円であります。これは主として、株式会社北山商事および龍一商事株式会社の鉄・非鉄金属解体専用機、油圧ショベル等の建設機械や重量物輸送トラック等の取得によるものであります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度において、第7回および第8回新株予約権の行使により634,000千円の資金調達を行いました。

## 4. 対処すべき課題

対処すべき課題は下記のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

### ①持続可能かつ成長戦略を支える強固な経営・収益基盤の強化

激しく変化する経営環境の中で、持続可能かつ安定した収益の確保が実現できる企業体質を構築するために、本社機能を刷新するとともに、グループ企業間事業領域の最適化に取り組んでまいります。

### ②環境、社会、ガバナンスを重視した経営の推進

グループ企業を含むコーポレート・ガバナンス体制を強化し、さらなる社会的信用の向上に努めます。また、資源リサイクル事業を通じて、地球環境の保全と循環型社会の実現に寄与してまいります。

### ③経営品質・製品品質・サービス水準の向上

お客様の期待を超える製品の品質やサービスを実現させるために、生産性の向上や作業プロセスの改善をはかり、グループ企業を含む組織管理体制を強化することにより、経営品質そのものを一層高めてまいります。

### ④内部統制システムの強化

当社およびグループ各社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を整備し、それを積極的に活用した経営を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

**5. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当事項はありません。

**6. 他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

**7. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

**8. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

- ① 当社は、2025年7月18日開催の取締役会において、当社を株式交付親会社とし、龍一商事株式会社を株式交付子会社とする簡易株式交付を実施することを決議し、2025年8月4日付で同社株式の50.2%を取得し子会社といたしました。
- ② 当社は、2025年10月20日開催の取締役会において、当社を株式交付親会社とし、栄新商事株式会社を株式交付子会社とする簡易株式交付を実施することを決議し、2025年11月20日付で同社株式の50.9%を保有し、子会社といたしました。

## 9. 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

| 区 分                                     | 第 39 期<br>(2023 年 1 月 期) | 第 40 期<br>(2024 年 1 月 期) | 第 41 期<br>(2025 年 1 月 期) | 第 42 期<br>(当連結会計年度)<br>(2026 年 1 月 期) |
|-----------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------------------|
| 売 上 高                                   | 4,019,669                | 6,293,269                | 12,296,801               | 27,939,637                            |
| 営業利益又は営業損失(△)                           | △209,518                 | △295,812                 | 42,892                   | 593,147                               |
| 経常利益又は経常損失(△)                           | △198,114                 | △271,250                 | 49,460                   | 543,316                               |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は<br>親会社株主に帰属する当期純損失(△) | △212,477                 | △394,067                 | 16,543                   | 97,825                                |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円)        | △7.57                    | △12.35                   | 0.45                     | 2.21                                  |
| 総 資 産                                   | 1,995,509                | 1,412,795                | 6,041,965                | 13,573,466                            |
| 純 資 産                                   | 1,254,592                | 845,893                  | 1,669,360                | 4,075,228                             |
| 1株当たり純資産額(円)                            | 38.12                    | 25.75                    | 36.57                    | 61.75                                 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式数に基づき算出しております。

## 10. 重要な親会社および子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名      | 資本金         | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                                                               |
|----------|-------------|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| 株式会社大都商会 | 50,000,000円 | 100.00% | プラスチック再生品の国内販売および輸出入業務                                                |
| 株式会社北山商事 | 50,000,000円 | 50.10%  | 金属スクラップリサイクル商品（主に鉄や銅・真鍮・アルミニウム・ステンレス等）の国内販売および輸出入業務。資源リサイクルならびにリユース事業 |
| 龍一商事株式会社 | 5,000,000円  | 50.20%  | 金属スクラップリサイクル商品（主に銅や鉄・アルミニウム・ステンレス等）の国内販売業務。資源リサイクルならびにリユース事業          |
| 栄新商事株式会社 | 70,000,000円 | 50.90%  | 金属スクラップリサイクル商品（主に銅や鉄・アルミニウム・ステンレス等）の国内販売および輸出入業務。資源リサイクルならびにリユース事業    |

## 11. 主要な事業内容 (2026年1月31日現在)

| 事業            | 事業内容                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金属リサイクル事業     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄、非鉄（銅・アルミニウム・真鍮・ステンレス等）商材関連の加工処理、リサイクル、輸出入および国内販売業務</li> </ul>                                                                                                                                        |
| プラスチックリサイクル事業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリエチレンテレフタレート（PET）等の輸出入および国内販売業務</li> <li>・プラスチック再生品の加工、製造、輸出入および国内販売業務</li> </ul>                                                                                                                     |
| 不動産関連サービス事業   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・主に中華圏・在日中国人顧客を対象としたインバウンド不動産事業（開発・売買・仲介業務等）</li> <li>・建物等の解体業務、土木事業</li> </ul>                                                                                                                         |
| その他           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・衣料等海外ブランドの国内でのライセンス供与事業</li> <li>・カジュアルウェアの企画・生産委託・商品の卸売事業</li> <li>・AI算力基盤を搭載したGPU機器の国内販売・リース業務</li> <li>・AIデータセンターの運営・管理業務</li> <li>・日用雑貨品、酒類等の販売、輸出入事業</li> <li>・産業廃棄物処理事業</li> <li>・その他</li> </ul> |

## 12. 主要な営業所 (2026年1月31日現在)

### ① 当社

| 名 | 称 | 所      | 在 | 地 |
|---|---|--------|---|---|
| 本 | 社 | 東京都豊島区 |   |   |

### ② 子会社

| 名          | 称 | 所       | 在 | 地 |
|------------|---|---------|---|---|
| 上海銳有商貿有限公司 |   | 中国上海市   |   |   |
| 株式会社大都商会   |   | 東京都豊島区  |   |   |
| 株式会社北山商事   |   | 長野県長野市  |   |   |
| 龍一商事株式会社   |   | 茨城県北相馬郡 |   |   |
| 栄新商事株式会社   |   | 京都府宇治市  |   |   |
| 新都 AI 株式会社 |   | 東京都豊島区  |   |   |

### 13. 主要な借入先 (2026年1月31日現在)

| 借 入 先        | 借 入 金 残 高 |
|--------------|-----------|
| 株式会社八十二長野銀行  | 969,043千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 700,000千円 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 651,009千円 |
| 京都信用金庫       | 614,537千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 358,348千円 |
| 株式会社筑波銀行     | 269,429千円 |
| 京都中央信用金庫     | 216,297千円 |
| 株式会社きらぼし銀行   | 198,607千円 |

(注) 金融機関名は、2026年1月31日現在の名称を使用しております。

### 14. 従業員の状況 (2026年1月31日現在)

#### ①企業集団の従業員の状況

| 事 業           | 従 業 員 数 |
|---------------|---------|
| 金属リサイクル事業     | 62名     |
| プラスチックリサイクル事業 | 13名     |
| 不動産関連サービス事業   | 7名      |
| そ の 他         | 3名      |
| 全 社 (共 通)     | 38名     |
| 合 計           | 123名    |

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員(日働8時間換算)2名が含まれております。

#### ②当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 10名     | 2名増       | 49.7歳   | 1.1年        |

### 15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項ありません。

## II. 会社の株式に関する事項（2026年1月31日現在）

1. 発行可能株式総数 100,000,000株

2. 発行済株式の総数 53,377,500株

※発行済株式の総数 53,377,500株は、自己株式 58,200株を含んでおります。

3. 株主数 6,896名

### 4. 大株主（上位10名）

| 株主名                                               | 持株数         | 持株比率   |
|---------------------------------------------------|-------------|--------|
| 北山 聡明                                             | 6,200,000株  | 11.62% |
| 福田 卓哉                                             | 6,000,400株  | 11.25% |
| DADU(HONG KONG)CO., LIMITED                       | 3,426,500株  | 6.42%  |
| トウ メイホイ (塚本 明輝)                                   | 3,340,918株  | 6.26%  |
| 塩満 龍一                                             | 2,761,000株  | 5.17%  |
| INTERACTIVE BROKERS LLC                           | 1,646,900株  | 3.08%  |
| 張 明                                               | 1,291,600株  | 2.42%  |
| 松井証券 株式会社                                         | 1,198,600株  | 2.24%  |
| Futu Securities International (Hong Kong) Limited | 1,047,600株  | 1.96%  |
| 株式会社 JME                                          | 1,000,000株  | 1.87%  |
| 計                                                 | 27,913,518株 | 52.35% |

(注) 持株比率は、自己株式58,200株を控除して計算しております。

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末日における当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### 2. 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### 3. その他新株予約権に関する重要な事項（2026年1月31日現在）

2024年10月30日付の取締役会決議に基づき2024年11月15日に割当てた第7回および第8回新株予約権の当事業年度末日の状況は、以下のとおりであります。

|          | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類および数     | 行使価額                 | 行使期間                               | 新株予約権の残高 |
|----------|---------|--------------------|----------------------|------------------------------------|----------|
| 第7回新株予約権 | 18,000個 | 普通株式<br>1,800,000株 | 179円<br>〔(注.1) 127円〕 | 2024年11月15日<br>～2026年11月13日<br>日まで | 4,199千円  |
| 第8回新株予約権 | 63,000個 | 普通株式<br>6,300,000株 | 162円<br>〔(注.2) 114円〕 | 2024年11月15日<br>～2026年11月13日<br>日まで | 2,805千円  |

注) 1. 第7回新株予約権発行要項第10条記載の「行使価額の修正」要件に基づき、2025年5月19日開催の当社取締役会において、行使価額は〔 〕値への修正が決議されております。

2. 第8回新株予約権発行要項第10条記載の「行使価額の修正」要件に基づき、2025年5月19日開催の当社取締役会において、行使価額は〔 〕値への修正が決議されております。

## IV. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役および監査役の状況 (2026年1月31日現在)

| 地 位     | 氏 名  | 担当および重要な兼職の状況                       |
|---------|------|-------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 塚本明輝 | 株式会社大都商会 代表取締役社長<br>大都(香港)實業有限公司 董事 |
| 取 締 役   | 塚本雄三 | 新都A I株式会社 代表取締役                     |
| 取 締 役   | 半田紗弥 | 新都A I株式会社 取締役                       |
| 取 締 役   | 北山聡明 | 株式会社北山商事 代表取締役社長                    |
| 取 締 役   | 下村昇治 | 下村パートナーズ税理士法人 代表社員                  |
| 常勤監査役   | 根本佳明 |                                     |
| 監 査 役   | 宮内如月 | 株式会社アルボックス 代表取締役                    |
| 監 査 役   | 中村卓哉 | 日本特殊光学樹脂株式会社 顧問                     |
| 監 査 役   | 杵山信二 | 株式会社フェイロン 会長                        |

- (注) 1. 取締役下村昇治氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役宮内如月氏、中村卓哉氏、杵山信二氏は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、社外取締役下村昇治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### 2. 当期に係る取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支給人員       | 支給額                   |
|--------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1名) | 36,500千円<br>(3,000千円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名) | 6,300千円<br>(3,300千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9名<br>(4名) | 42,800千円<br>(6,300千円) |

- (注) 1. 当社では、取締役および監査役の報酬総額は、2023年4月28日開催の定時株主総会の決議により、取締役の報酬額を年額7,000万円以内(うち、社外取締役分は500万円以内)、監査役の報酬額を年額3,000万円以内(うち、社外監査役分は500万円以内)としております。また、当該定時株主総会最終時の取締役の員数は、5名(うち、1名は社外取締役)、監査役の員数は4名となっております。  
 2. 監査役4名のうち、1名は株式会社大都商会より当事業年度に1,649千円の報酬を得ております。  
 3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 4. 取締役報酬および監査役報酬は、固定報酬であり、業績連動報酬等、非金銭報酬等はありません。

① 役員の報酬等の額またはその算定方式の決定に関する方針に係る事項

(1) 取締役の報酬等の決定に関する基本方針

持続的な成長および中長期的な企業価値の向上のため、当社の取締役報酬等は、各取締役に期待する役割・機能、各期の業績、貢献度、職務遂行に係る時間等を適切に反映した取締役報酬水準であること、および、持続的成長に不可欠な人材を確保できる報酬とすることを基本方針としております。

監査役の報酬等は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査するという独立した立場から、その役割と責務に相応しい監査役報酬水準や報酬慣行等となること、かつ、優秀な人材の確保に配慮した体系としております。

また、取締役および監査役の報酬総額は、2023年4月28日の定時株主総会の決議により、取締役に付き年額7,000万円以内（うち社外取締役分は500万円以内）、監査役に付き年額3,000万円以内（うち社外監査役分は500万円以内）となっております。

(2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針  
（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役個人別の報酬額の算出については、代表取締役社長に一任した旨が2019年4月26日開催の定時株主総会後に同日開催された取締役会にて決議されております。代表取締役社長は、各取締役に期待する役割・機能等に対する各取締役の報酬に関する内容および各期の業績、各取締役の貢献度、職務遂行に係る時間等を考慮した算出根拠等が、適切に各取締役の報酬へ反映されるように、社外取締役に諮問し答申を得たうえで最終的に決定するものとしております。代表取締役社長に一任した理由として、当社グループの業績を俯瞰しつつ、各取締役の職責を客観的に評価できる立場であると判断し、決定しております。また、監査役の報酬額につきましては、監査役の協議にて決定しております。

(3) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬のみとしております。

取締役、社外取締役とともに、役割・機能、職責の大きさ、貢献度、職務遂行に係る時間等に応じた役位ごとの固定報酬のみとし、固定報酬を12等分した定額を毎月金銭にて支給しております。

また、固定報酬の改定は、役位や役割が変更する場合、業績および経営環境を鑑みて実施することを基本とし、改定時期は毎年定時株主総会終結の翌月としております。

② 当事業年度の当社の役員の報酬等の額の決定過程における、当社の取締役会および監査役会等の活動内容

当事業年度に係る役員の個人別報酬等の内容について、2019年4月26日の取締役会で決議された決定方針に従い、代表取締役社長 塚本明輝が当社第42期期初において算出した報酬額を社外取締役に諮問し、2025年4月25日付の取締役会開催日までに、社外取締役から、当社取締役の報酬等の決定に関する基本方針に沿ったものである旨の答申を得たうえで、代表取締役社長 塚本明輝により最終的に取締役および監査役の個人別報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり相当であると、2025年4月25日に開催された取締役会において判断しております。

なお、社外取締役からの答申内容については時宜にかなったものであり、同取締役会において特に異論はありませんでした。

### 3. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等の関係

社外取締役下村昇治氏は、下村パートナーズ税理士法人の代表社員を兼任しております。監査役の宮内如月氏は、株式会社アルボックスの代表取締役を兼任しております。監査役の中村卓哉氏は、日本特殊光学樹脂株式会社の顧問を兼任しております。監査役の杵山信二氏は、株式会社フェイロンの会長を兼任しております。なお、当社と同社の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                           |
|-------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 下 村 昇 治 | 当事業年度開催の取締役会には、19回中に18回出席し、経験豊富な税理士の観点から必要な発言を行っております。                                                                                |
| 監 査 役 | 根 本 佳 明 | 当事業年度開催の取締役会には、19回中に19回出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、9回中に9回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。             |
| 監 査 役 | 宮 内 如 月 | 当事業年度開催の取締役会には、19回中に19回出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、9回中に9回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。             |
| 監 査 役 | 中 村 卓 哉 | 当事業年度開催の取締役会には、19回中に17回出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、9回中に9回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。             |
| 監 査 役 | 杵 山 信 二 | 社外監査役就任後に開催された取締役会には、16回中に16回出席し、疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、社外監査役就任後に開催された監査役会には、8回中に8回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

#### 4. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、2014年10月2日以降の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用および損害賠償金を補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

監査法人アリア

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 31,500千円

当社および当社子会社が支払うべき金銭およびその他財産上の利益の合計額 31,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会社法第399条第1項の同意をしております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の規定に該当した場合には、監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、監査役会は会計監査人の適格性、独立性等を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任の議案を決定し、当社取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## VI. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社では、すべての役員および使用人が、法令および定款を遵守し、コンプライアンスに基づく職務遂行が徹底して行われるよう、倫理規程を定め、それを企業活動の中で具体化していくための企業行動規範を策定することにより、内部統制システムを運用します。

コンプライアンスマニュアルを策定し、必要に応じて役員および使用人に対して研修会を実施し、企業倫理の意識を高めています。その他、定期的な内部監査により法令および定款への適合性を確認しています。

また、リスク管理委員会ではリスク管理体制・コンプライアンス体制の運用状況の確認などを行うとともに、必要に応じて弁護士や公認会計士など外部の専門家と連携をとり、再発防止に向けて必要な措置を講じます。

さらに、各部門から独立した内部監査室が定期的に内部監査を実施し、被監査部門にその結果をフィードバックするとともに、代表取締役社長に監査報告を行っております。

また、当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

## **2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

当社は、文書管理規程などの社内規程に基づき、取締役会など各種会議体の議事録の管理および保存を行っております。また、社内規程については、適宜見直しを行い、関係法令をはじめとする社会的な要求事項に対応できるよう規程の整備につとめております。

## **3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

当社におけるリスク管理につきましては、市場リスク管理規程を定めてリスク管理体制を整備しております。さらに、リスク管理委員会においてリスクの把握・分析を行い、対応策を検討することにより、事業活動におけるリスクの予防につとめており、必要に応じ取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告することとしております。

なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長および取締役会に報告し早期解決に向けた対策を講じるとともに、必要となる再発防止策を策定するものとしております。

## **4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会は、取締役会規則、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行をはかっております。

## **5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

当社では、内部監査を担当する内部監査室を設置しております。なお、内部監査室は代表取締役社長直轄の組織であります。監査結果について適宜監査役に報告を行っており、さらに監査役は必要に応じて監査に関する指示ができるなど、監査役の監査業務を補助します。また、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合は監査役がそれを指定できるものとしております。

## 6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社では、内部監査室に所属する前号の使用人の人事異動・人事考課など人事に係る事項の決定につきましては、監査役の事前の承認を得るものとします。また、監査役より監査業務にかかる指揮命令を受けた従業員は、所属する上長の指揮命令を受けず、内部監査室をはじめ執行部門の調査権限を有するとともに、必要な会議に出席できるものとしております。

## 7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社では、社内規程により、取締役、内部監査室等の使用人などから報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告します。また、同規程により、取締役から、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合などには、監査役会は必要な調査を行い、取締役に対して助言または勧告を行うなど、状況に応じ適切な措置を講ずることを定めます。

さらに、常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席することにより、監査を行ううえで必要な情報を収集します。

## 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の社内規程において、監査役会を定期的で開催し、監査に関する重要事項を検討することを義務付けております。また、監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題などにつき相互認識を深めます。さらに、監査役が当社における各種会議体の議事録を閲覧することができるなど、監査を実効的に行うための体制を構築しております。

## 9. 反社会的勢力排除に向けた体制

### (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持ちません。

### (2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、反社会的勢力に対する対応統括部署を管理部、不当要求防止責任者を管理部長としております。また、所轄警察署や顧問弁護士など外部専門機関から適宜関連情報を収集するとともに、当社が反社会的勢力および団体から不当要求を受けた場合には、外部専門機関との連携のもと、社内との関係部署が協力して組織的に対応します。

## 10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンス

当社では、会議や会社行事等の機会を通じて企業倫理の重要性を発信するなど、コンプライアンス意識の向上に向けた取組みを実施しております。また、内部通報制度を導入し、全役職員に周知および定期的な啓蒙活動を行っております。

### (2) リスク管理体制

当社ではリスク管理委員会を随時開催し内部統制の構築・運用状況やリスクの把握・分析を行い、取締役会・監査役会・内部監査室等と連携し、各事業部門におけるリスク管理活動の指導・助言にあたっております。

### (3) 財務報告に関する内部統制

財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて必要な業務プロセスを選定し評価を実施しております。

### (4) 監査役の監査体制

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し意見を述べるほか、取締役等から営業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧しております。また、会計監査人、内部監査室と連携して各事業部門における内部統制の状況およびその改善状況などを把握する等の業務監査を実施しております。監査役が実施した業務監査の内容は、代表取締役社長に提出するほか、必要の都度取締役会において意見を述べております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,600,668</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>6,127,437</b>
現金及び預金	979,215	買掛金	1,888,168
売掛金	2,184,173	短期借入金	1,904,182
商品及び製品	4,407,539	1年内償還予定の社債	150,000
原材料及び貯蔵品	34,436	1年内返済予定の長期借入金	741,119
前渡金	256,642	未払金	309,850
未収入金	163,496	前受金	715,456
短期貸付金	159,944	未払法人税等	185,236
その他	447,745	訴訟損失引当金	37,687
貸倒引当金	△32,525	その他	195,735
<b>固 定 資 産</b>	<b>4,972,798</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,370,801</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,812,177</b>	社債	485,000
建物	392,530	長期借入金	2,327,112
建物附属設備	109,282	長期未払金	418,138
構築物	669,877	繰延税金負債	43,554
機械及び装置	980,045	その他	96,996
車両運搬具	240,505		
工具、器具及び備品	95,325	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,498,238</b>
土地	1,299,610	<b>純 資 産 の 部</b>	
建設仮勘定	25,000	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,294,225</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>933,126</b>	資本金	2,874,705
のれん	931,490	資本剰余金	4,971,784
その他	1,635	利益剰余金	△4,470,456
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>227,494</b>	自己株式	△81,809
投資有価証券	2,304	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△1,650</b>
長期貸付金	16,000	為替換算調整勘定	△1,650
敷金及び保証金	62,383	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>7,004</b>
長期営業権	32,494	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	<b>775,649</b>
その他	163,707		
貸倒引当金	△49,396	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,075,228</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>13,573,466</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>13,573,466</b>

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2025年2月1日から  
2026年1月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		27,939,637
売 上 原 価		26,593,545
売 上 総 利 益		1,346,092
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		752,944
営 業 利 益		593,147
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	618	
為 替 差 益	35,889	
そ の 他	9,015	45,523
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	65,543	
支 払 手 数 料	14,000	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,782	
訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,253	
そ の 他	9,774	95,354
経 常 利 益		543,316
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	8,680	8,680
特 別 損 失		
訴 訟 関 連 費 用	60,000	
そ の 他	2,190	62,190
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		489,805
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	213,405	
法 人 税 等 調 整 額	△10,716	202,688
当 期 純 利 益		287,117
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		189,291
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		97,825

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（ 2025年2月1日から  
2026年1月31日まで ）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,548,589	3,527,557	△4,568,281	△81,809	1,426,057
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	326,116	326,116			652,232
株式交付による増加		1,118,110			1,118,110
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			97,825		97,825
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	326,116	1,444,226	97,825	—	1,868,167
当 期 末 残 高	2,874,705	4,971,784	△4,470,456	△81,809	3,294,225

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株 主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	765	765	25,236	217,301	1,669,360
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					652,232
株式交付による増加					1,118,110
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					97,825
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純額）	△2,416	△2,416	△18,232	558,348	537,699
当 期 変 動 額 合 計	△2,416	△2,416	△18,232	558,348	2,405,867
当 期 末 残 高	△1,650	△1,650	7,004	775,649	4,075,228

（注） 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	6社
連結子会社の名称	① 上海鋭有商貿有限公司
	② 株式会社大都商会
	③ 株式会社北山商事
	④ 龍一商事株式会社
	⑤ 栄新商事株式会社
	⑥ 新都AI株式会社

(注) 1. 龍一商事株式会社につきましては、2025年9月30日をみなし取得日としているため、損益計算書につきましては、2025年10月1日から2025年12月31日までの3ヶ月間を連結しております。

栄新商事株式会社につきましては、2025年12月31日をみなし取得日としているため、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結し、損益計算書につきましては連結していません。

2. 当社の連結子会社である北都金属新材料株式会社は、2025年9月18日付で会社を清算いたしました。

### (2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

## 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である株式会社北山商事の決算日は9月30日であり、龍一商事株式会社および栄新商事株式会社の決算日は3月31日であり、上海鋭有商貿有限公司の決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたって、株式会社北山商事および龍一商事株式会社ならびに栄新商事株式会社は12月31日を仮決算日とした計算書類を使用し、上海鋭有商貿有限公司は連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

また、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

#### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### ② 棚卸資産

a 商品

総平均法による原価法

- b 製品  
主として個別法による原価法
- c 原材料  
主として個別法による原価法
- d 貯蔵品  
最終仕入原価法による原価法  
(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- ③ デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）  
時価法

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法(但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	17～47年
建物附属設備	10～15年
構築物	10～40年
機械及び装置	5～8年
車両運搬具	4～6年
工具、器具及び備品	4～8年

### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法

なお、主なリース期間は5年～7年であります。

### ④ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失を備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

## (4) 重要な収益および費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点は、以下のとおりであります。なお、取引の対価は主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

商品または製品の販売は、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内販売は、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間

である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出版売は、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

なお、顧客との契約における当社グループの履行義務が、財またはサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断される取引については、代理人としての手数料相当または対価の純額を収益として認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

② のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたって均等償却しております。

③ 繰延資産の処理方法

新株発行費用（株式交付費）は、支出時に全額費用処理しております。

【表示変更に関する注記】

前受金の表示方法は、従来、貸借対照表上、流動負債の「その他」（前連結会計年度151,745千円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度より、「前受金」（当連結会計年度715,456千円）として区分掲記して表示しております。

【会計上の見積りに関する注記】

1. のれんの減損損失の認識

当連結会計年度の連結貸借対照表の無形固定資産にのれん931,490千円を計上しております。

当社グループは、のれんに付き減損の兆候があると認められる場合には、のれんが帰属する事業から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上いたします。当連結会計年度において損失は計上しておりません。

なお、減損損失の兆候、認識の要否の判定および回収可能価額の算定の基礎となる子会社の事業計画は、将来の売上高の受注獲得見込み等の仮定も含み不確実性を伴いますので、将来の不確実な経済条件の変動等により翌連結会計年度において損失が発生する可能性があります。

2. 固定資産の減損

当連結会計年度の連結貸借対照表の有形固定資産に3,812,177千円および無形固定資産（のれんを除く）に1,635千円を計上しております。

当社グループは、固定資産の減損会計の適用にあたり、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っており、また、共用資産については、共用資産を含む、より大きな単位でグルーピングを行っております。さらに、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。各資産または各資産グループについて減損の兆候があると認められる場合には、それらから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要な場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。当連結会計年度において、減損損失は計上しておりません。

なお、減損損失の兆候、認識の要否の判定および回収可能価額の算定の基礎となる当社および子会社の事業計画は、将来の売上高の受注獲得見込み等の仮定も含み不確実性を伴いますので、将来の不確実な経済情勢の変動等により翌連結会計年度において損失が発生する可能性があります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1)担保に供している資産（帳簿価額）

商品及び製品	2,315,270千円
土地	631,927千円
建物	185,008千円
機械及び装置	462,642千円
車両運搬具	161,729千円
計	3,756,578千円

(2)担保に係る債務（帳簿価額）

社債	200,000千円
短期借入金	1,266,668千円
1年内返済予定の長期借入金	222,167千円
長期借入金	1,301,156千円
計	2,989,991千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,681,947千円

3. 流動負債のうち、契約負債の残高 715,456千円

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類と総数 普通株式 53,377,500株

2. 当連結会計年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数 普通株式 2,550,000株

3. 株式交付による増加とは、当社を株式交付親会社、龍一商事株式会社を株式交付子会社とする簡易株式交付により同社株式の50.2%を取得したことによるものと、当社を株式交付親会社、栄新商事株式会社を株式交付子会社とする簡易株式交付により同社株式の50.9%を取得したことによる増加であります。

4. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主として預金および安全性の高い有価証券等の金融資産で運用する方針であります。また、一時的な余剰資金については、流動性を重視し、元本割れの可能性のある取組みは行わないこととしております。短期的な運転資金は、銀行借入により調達をしております。その他の必要な資金は、原則として自己資金により充当する方針であります。多額の資金を要する案件に関しては、市場の状況を勘案のうえ、社債の発行、銀行借入、割賦購入および増資等の最適な方法により調達する方針であります。なお、デリバティブ取引は、事業に関連して発生する債権債務の市場価格変動の回避または将来キャッシュ・フローの確定等、実需に基づいた取引に限定し、投機的な取引は実施しない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、得意先の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

未収入金は、得意先の信用リスクに晒されております。

出資金は、主に業務上の関係を有する企業の出資金であり、当該企業の財務状況が悪化するリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、すべて1年以内の支払期日であり、支払時期に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、外貨建営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

また、短期借入金は、短期的な経常運転資金の調達等を目的としたものであり、返済日は決算日後1年以内であります。社債および長期借入金は、長期運転資金および設備投資資金の調達等を目的としたものであり、返済は最長15年となります。長期未払金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、最長で5年後であります。なお、一部の長期借入金につきましては、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権である売掛金は、定期的に得意先ごとの債権回収の期日や債権残高の管理を実施するとともに、その情報を随時関連部署へ報告しております。

未収入金は、定期的に得意先ごとの債権回収の期日や債務残高の管理を実施するとともに、その情報を随時関連部署へ報告しております。

出資金は、定期的に発行体の財務状況を把握し、評価について決算期ごとに確認しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等ならびに借入金は、各部署からの報告に基づき管理部が月次で資金繰計画を作成、更新することにより管理する体制となっております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署からの報告に基づき管理部が月次で資金繰計画を作成、更新し手許流動性を維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年1月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額2,304千円）は含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債 (1年内償還予定分を含む)	635,000	624,391	△10,608
(2) 長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	3,068,231	3,026,410	△41,820
(3) 長期未払金 (1年内期限到来分を含む)	546,390	513,022	△33,368
負債計	4,249,622	4,163,824	△85,798

(注1) 現金および預金、売掛金、未収入金、短期貸付金、買掛金、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除く）、未払法人税等、未払金（1年内期限到来分の長期未払金を除く）については、現金であることおよび短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、長期営業債権については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から当該貸倒見積高を控除した金額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 社債および長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	150,000	150,000	105,000	230,000	—	—
長期借入金	881,677	641,111	342,841	401,703	315,675	485,221

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産および負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

## (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債 (1年内償還予定分を含む)	—	624,391	—	624,391
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	—	3,026,410	—	3,026,410
長期未払金 (1年内期限到来分を含む)	—	513,022	—	513,022
負債計	—	4,163,824	—	4,163,824

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

社債、長期借入金および長期未払金

社債、長期借入金および長期未払金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 【収益認識に関する注記】

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	金属リサイクル事業	プラスチックリサイクル事業	不動産関連サービス事業	その他	
売上高					
金属売上高	24,509,933	—	—	—	24,509,933
プラスチック売上高	—	1,540,141	—	—	1,540,141
不動産売上高	—	—	185,509	—	185,509
その他	—	—	—	1,704,053	1,704,053
顧客との契約から生じる収益	24,509,933	1,540,141	185,509	1,704,053	27,939,637
外部顧客への売上高	24,509,933	1,540,141	185,509	1,704,053	27,939,637

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等] 4. 会計方針に関する事項(4)重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

①契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,307,284	2,184,173
契約負債	151,745	715,456

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

賃貸等不動産の総額の重要性が乏しいため、注記は省略しております。

【企業結合等に関する注記】

(企業結合等関係)

取得による企業結合

I. 当社は、2025年7月18日開催の取締役会において、当社を株式交付親会社とし、龍一商事株式会社を株式交付子会社とする株式交付（以下、「本株式交付」といいます。）を実施することを決議いたしました。これにより、2025年8月4日付で当社は同社の発行済株式の50.2%を保有し、同社は当社の連結子会社となりました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称

龍一商事株式会社

(2) 取得した事業の内容

スクラップ資源〔鉄・非鉄金属（銅・アルミニウム・ステンレス等）〕のリサイクル事業

(3) 企業結合を行った主な理由

金属リサイクル事業の規模の拡大と間接業務の一体的運用による業務効率化を図り、貿易事業全般の競争力を加速度的に高めるためであります。

(4) 企業結合日（本効力発生日）

2025年8月4日

(5) 企業結合の法的形式

当社を株式交付親会社、龍一商事株式会社を株式交付子会社とする簡易株式交付

(6) 結合後企業の名称

変更ありません。

(7) 取得した議決権比率

50.2%

(8) 取得企業を決定するに至った主な根拠

本株式交付により、当社が龍一商事株式会社の議決権の50.2%を取得し、子会社化したことによるものです。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年9月30日をみなし取得日としており、当連結会計年度においては、2025年10月1日から2025年12月31日までの3ヶ月間の損益計算書を連結しております。

3. 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した龍一商事株式会社の普通株式の時価	392,062千円
取得原価		392,062千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

258,611千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力により発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

超過収益力の効果が発現する期間にわたって均等償却いたします。なお、償却期間は10年であります。

5. 企業結合日に受け入れる資産および引き受ける負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	574,544千円
固定資産	678,256千円
資産合計	1,252,800千円
流動負債	585,031千円
固定負債	401,932千円
負債合計	986,963千円

(注) みなし取得日(連結開始時)である2025年9月30日現在の資産および引き受ける負債の額ならびにその主な内訳を記載しております。

II. 当社は、2025年10月20日開催の取締役会において、当社を株式交付親会社とし、栄新商事株式会社を株式交付子会社とする株式交付(以下、「本株式交付」といいます。)を実施することを決議いたしました。これにより、2025年11月20日付で当社は同社の発行済株式の50.9%を保有し、同社は当社の連結子会社となりました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称  
栄新商事株式会社

(2) 取得した事業の内容  
スクラップ資源〔鉄・非鉄金属(銅・アルミニウム・ステンレス等)〕のリサイクル事業

(3) 企業結合を行った主な理由  
金属リサイクル事業の規模の拡大と間接業務の一体的運用による業務効率化を図り、貿易事業全般の競争力を加速度的に高めるためであります。

(4) 企業結合日(本効力発生日)  
2025年11月20日

(5) 企業結合の法的形式  
当社を株式交付親会社、栄新商事株式会社を株式交付子会社とする簡易株式交付

(6) 結合後企業の名称  
変更ありません。

(7) 取得した議決権比率  
50.9%

(8) 取得企業を決定するに至った主な根拠

本株式交付により、当社が栄新商事株式会社の議決権の50.9%を取得し、子会社化したことによるものです。

2. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2025年12月31日をみなし取得日としているため、当連結会計年度においては貸借対照表のみを連結し、損益計算書につきましては、連結していません。

3. 被取得企業の取得原価および対価の種類ごとの内訳

取得の対価	企業結合日に交付した栄新商事株式会社の普通株式の時価	726,048千円
取得原価		726,048千円

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

478,629千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力により発生したものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

超過収益力の効果が発現する期間にわたって均等償却いたします。なお、償却期間は10年であります。

5. 企業結合日に受け入れる資産および引き受ける負債の額ならびにその主な内訳

流動資産	2,370,268千円
固定資産	960,571千円
資産合計	3,330,840千円
流動負債	1,571,193千円
固定負債	1,273,558千円
負債合計	2,844,751千円

(注) みなし取得日（連結開始時）である2025年12月31日現在の資産および引き受ける負債の額ならびにその主な内訳を記載しております。

【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額	61.75円
2. 1株当たり当期純利益	2.21円

【重要な後発事象に関する注記】

新株予約権の行使

当事業年度終了後、2026年3月3日に、第8回新株予約権の一部について権利行使が行われております。

当該新株予約権の権利行使の概要は、次のとおりであります。

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| (1) 発行した株式の種類及び株式数 | 普通株式 200,000株 |
| (2) 増加した資本金        | 11,730千円      |
| (3) 増加した資本剰余金      | 11,730千円      |

これにより、2026年3月3日現在の普通株式の発行済株式総数は53,577,500株、資本金は2,886,435千円、資本剰余金は4,983,514千円となっております。

なお、増加した資本金および資本剰余金には、新株予約権の振替額330千円がそれぞれ含まれております。

【追加情報】

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,669,155</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>118,460</b>
現金及び預金	190,581	買掛金	1,575
売掛金	658,787	1年内返済予定の長期借入金	16,668
商品	4,448	未払金	17,028
貯蔵品	40	未払法人税等	25,133
前渡金	131,917	預り金	2,134
前払費用	5,585	訴訟損失引当金	37,687
関係会社短期貸付金	318,232	その他	18,233
未収消費税等	78,430		
その他	302,581	<b>固 定 負 債</b>	<b>196,636</b>
貸倒引当金	△21,447	長期借入金	181,939
		長期預り保証金	8,300
		その他	6,397
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,760,105</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>315,096</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,671</b>	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	2,671	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,107,160</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>269</b>	資 本 金	2,874,705
ソフトウェア	269	資 本 剰 余 金	4,971,784
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,757,164</b>	資 本 準 備 金	4,971,784
出 資 金	30	利 益 剰 余 金	△4,657,520
関係会社株式	1,590,924	利 益 準 備 金	1,951
関係会社長期貸付金	191,081	その他利益剰余金	△4,659,472
敷金及び保証金	19,222	別 途 積 立 金	2,105,060
長期営業債権	32,494	繰越利益剰余金	△6,764,532
その他	22,807	<b>自 己 株 式</b>	<b>△81,809</b>
貸倒引当金	△99,396	新 株 予 約 権	7,004
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,114,164</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,429,261</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,429,261</b>

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（ 2025年2月1日から  
2026年1月31日まで ）

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,606,026
売 上 原 価		2,383,833
売 上 総 利 益		222,192
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		288,762
営 業 損 失		66,569
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,513	
為 替 差 益	727	
そ の 他	92	9,333
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,044	
貸 倒 引 当 金 繰 入	30,795	
そ の 他	2,674	41,513
経 常 損 失		98,749
税 引 前 当 期 純 損 失		98,749
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,125
当 期 純 損 失		100,874

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2025年2月1日から  
2026年1月31日まで )

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,548,589	3,527,557	3,527,557
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	326,116	326,116	326,116
株式交付による増加		1,118,110	1,118,110
当 期 純 損 失			—
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			—
当 期 変 動 額 合 計	326,116	1,444,226	1,444,226
当 期 末 残 高	2,874,705	4,971,784	4,971,784

	株 主 資 本					株主資本 合 計
	利 益 剰 余 金				自己株式	
	利益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計		
別途積立金		繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,951	2,105,060	△6,663,658	△4,556,646	△81,809	1,437,692
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						652,232
株式交付による増加						1,118,110
当 期 純 損 失			△100,874	△100,874		△100,874
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△100,874	△100,874	—	1,669,468
当 期 末 残 高	1,951	2,105,060	△6,764,532	△4,657,520	△81,809	3,107,160

	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	25,236	1,462,928
当 期 変 動 額		
新 株 の 発 行		652,232
株式交付による増加		1,118,110
当 期 純 損 失		△100,874
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△18,232	△18,232
当 期 変 動 額 合 計	△18,232	1,651,236
当 期 末 残 高	7,004	3,114,164

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

###### a その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### b 関係会社株式および関係会社出資金

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

###### a 商品

総平均法による原価法

###### b 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 重要な固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 6～8年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法

##### ④ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 訴訟損失引当金

訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

#### (4) 重要な収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点は、以下のとおりであります。なお、取引の対価は主として履行義務の充足時点から1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

商品または製品の販売は、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内販売は、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出版売は、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

なお、顧客との契約における当社の履行義務が、財またはサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断される取引については、代理人としての手数料相当または対価の純額を収益として認識しております。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### ① 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### ② 繰延資産の処理方法

新株発行費用（株式交付費）は、支出時に全額費用処理しております。

#### 【会計上の見積りに関する注記】

##### 関係会社株式の評価

当事業年度の貸借対照表の投資その他の資産に関係会社株式1,590,924千円を計上しております。当社が保有するすべての関係会社株式については市場価格がない株式であることから、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額として減損処理をしております。

当事業年度において、関係会社株式に係る取得原価と実質価額の状況を把握した結果、実質価額の著しい下落は生じていませんが、将来の不確実な経済条件の変動により、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合、翌事業年度の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 【貸借対照表に関する注記】

##### 1. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 2,861千円

##### 2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

関係会社短期金銭債権 458,422千円（株式会社大都商会、上海鋭有商貿有限公司、株式会社北山商事、栄新商事株式会社）

関係会社長期金銭債権 191,081千円（株式会社大都商会、上海鋭有商貿有限公司）

#### 【損益計算書に関する注記】

##### 関係会社との取引高

貿易仕入高 38,048千円（株式会社北山商事）

貸付金受取利息 8,389千円（株式会社大都商会）

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類と数	普通株式 53,377,500株
2. 当事業年度の末日における自己株式の総数	普通株式 58,200株
3. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数	普通株式 2,550,000株

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	77,596
貸倒引当金	36,978
減損損失	6,464
未払事業税	7,636
訴訟損失引当金	11,532
税務上の繰越欠損金	302,402
その他	870
繰延税金資産小計	443,481
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△302,402
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△141,078
評価性引当額小計	△443,481
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産純額	—

【関連当事者との取引に関する注記】

種類	会社等の名称または氏名	住所	資本金または出資金(千円)	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	残高(千円)
役員が議決権の過半数を所有している会社等	恒逸 JAPAN 株式会社	東京都	80,000	貿易事業	—	当社役員が 80.00% 保有している大都ホールディングス株式会社が 38.70% 出資している会社	貿易売上(注1)	1,040,662	売掛金	586,118
							貸倒引当金戻入	21,908	貸倒引当金	17,341
子会社	株式会社北山商事	長野県	50,000	貿易事業	50.1%	株式の保有	その他売上	—	売掛金	72,283
							貿易仕入(注1)	38,048	前渡金	—
							資金の貸付	491,311	関係会社短期貸付金	258,564
							資金の回収	232,746		
子会社	龍一商事株式会社	茨城県	5,000	貿易事業	50.2%	株式の保有	資金の貸付	100,000	関係会社短期貸付金	—
							資金の回収	100,000		
子会社	栄新商事株式会社	京都府	70,000	貿易事業	50.9%	株式の保有	その他収入	—	関係会社未収入金 (流動資産の「その他」)	66,877
子会社	株式会社大都商会	東京都	50,000	貿易事業	100%	株式の保有	資金の回収	12,660	関係会社短期貸付金	44,668
							貸付金利息(注2)	8,389	関係会社長期貸付金	164,549

子会社	上海銳有 限 公 司	中国 上海 市	1,329千 人民 元	貿易事業	100%	株式の保 有	資金の 貸付	—	関係会 社短期 貸付金	15,000
							貸倒引当 金繰入	27,200	貸倒引 当金	50,000
							借入債務 の被保証 (注3)	198,607	—	—
役員およ びその近 縁者	塚本明輝	東京都	—	代表取締役 社長	(被所有)当 社代表 直接取 締役員 6.2%長	—	—	—	—	

(注1) 取引条件ないし取引条件の決定方針等については、価格その他の取引条件を一般的な取引条件と同様にしております。

(注2) 資金の貸付による利率については、市場金利を勘案し決定しております。

(注3) 当社の金融機関からの借入金に対する債務保証であります。

【収益認識に関する注記】

顧客との契約から生じる収益を理解するための情報について、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 58.27円 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 2.28円  |

【重要な後発事象に関する注記】

新株予約権の行使については、連結注記表【重要な後発事象に関する注記】に同一の内容を記載しておりますので、記載を省略しております。

【追加情報】

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

新都ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木秀俊 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中康之 印  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新都ホールディングス株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新都ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

新都ホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木秀俊 印  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中康之 印  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新都ホールディングス株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第42期事業年度における取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会の定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況（子会社の職務の執行状況を含む）について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人アリアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月26日

新都ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 根本 佳明 (印)

監査役 宮内 如月 (印)

監査役 中村 卓哉 (印)

監査役 杵山 信二 (印)

(注) 監査役宮内 如月、監査役中村 卓哉及び監査役杵山 信二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更したいと存じます。

##### 1. 提案の理由

- (1) 現行定款の第2条（目的）の一部変更は、当社の今後の事業展開（AI関連事業、蓄電池事業、データセンター事業、半導体事業）に対応するため新たな事業目的を追加し、同条を変更するものであります。
- (2) 現行定款第6条（発行可能株式総数）の一部変更は、将来の機動的な資本政策のため、発行可能株式総数を200,000,000株に変更し、同条を変更するものであります。
- (3) 第25条（取締役の責任免除）及び第34条（監査役の責任免除）の新設は、取締役及び監査役が過大な責任を負うことによる経営判断の萎縮を防ぎ、優秀な人材の確保を目的とするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております

- (4) 第26条及び第35条（責任限定契約）の新設は、社外取締役及び監査役の非業務執行役員への賠償責任を軽減し、優秀な人材の招聘を容易にし、過度にリスクを恐れず職務を遂行できるようにすることを目的とするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

下線は変更部分を示します。

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (中略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(新設)</u></p> <p>1. (省略) 2. (省略) 3. (省略)</p>	<p>第1章 総則 (中略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>株式又は持分の保有による事業会社（外国会社を含む。）その他これに準ずる事業体の事業活動の支配及び管理</u></p> <p>2. (省略) 3. (省略) 4. (省略)</p>

現行定款	変更案
(新設)	5. ハイパフォーマンス・コンピューティング、サーバー及び関連機器その他コンピュータ及び関連装置並びにA I 関連設備の輸出入、売買、賃貸、設計、構築、運用、保守及びサポート並びにこれらに関するコンサルティング事業
(新設)	6. データセンターの設計、構築、運営、管理及びコンサルティングに関する事業
(新設)	7. 情報提供・処理サービス業、A I 関連の計算処理サービス、電気通信事業、有線放送事業及び一般放送事業、インターネット関連事業並びにこれらに関するコンサルティング事業
(新設)	8. 蓄電池、発電機その他電気機器の製造、加工、販売、輸出入、賃貸及び保守・修理に関する事業、並びに蓄電設備の運営・保守に関する事業及びコンサルティング事業
(新設)	9. 古物営業法に基づく古物商
4. (省略) ～ 34. (省略)	10. (省略) ～ 40. (省略)
(中略)	(中略)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100,000,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>200,000,000株</u> とする。
② (省略)	② (省略)

現行定款	変更案
(中略)	(中略)
第4章 取締役および取締役会 (中略)	第4章 取締役および取締役会 (中略)
(新設)	(取締役の責任免除)
(新設)	第25条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
(新設)	(責任限定契約)
(新設)	第26条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第25条（省略）～第31条（省略）	第27条（省略）～第33条（省略）
(中略)	(監査役の責任免除)
(新設)	第34条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
(新設)	(責任限定契約)
(新設)	第35条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第32条（省略）～第35条（省略）	第36条（省略）～第39条（省略）

## 第2号議案 資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社の資本準備金の額の減少、並びにその他資本剰余金及び別途積立金の処分を以下のとおり行いたいと存じます。

### 1. 提案の理由

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を填補し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため行うものであります。

### 2. 資本準備金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額 4,971,784,324 円のうち、4,657,520,871 円を減少し、314,263,453円といたします。

#### (2) 減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

#### (3) 効力発生日

2026年4月24日（予定）

### 3. その他資本剰余金についてのその他の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記2.の資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金 4,657,520,871円を減少して繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

#### (1) 減少する剰余金の項目

その他資本剰余金の額： 4,657,520,871円減少

#### (2) 増加する剰余金の項目

繰越利益剰余金の額： 4,657,520,871円増加

#### (3) 処分する各剰余金の項目に係る額

その他資本剰余金の額の全額を繰越利益剰余金に振替えるものであります。

### 4. 別途積立金についてのその他の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、別途積立金 2,105,060,135円を減少して繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

#### (1) 減少する剰余金の項目

別途積立金の額： 2,105,060,135円減少

#### (2) 増加する剰余金の項目

繰越利益剰余金の額： 2,105,060,135円増加

#### (3) 処分する各剰余金の項目に係る額

別途積立金の額 2,105,060,135円を減少させ、同額を繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

### 第3号議案 取締役6名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、当社の経営基盤を強化し、内部統制の充実をはかるために新任の取締役1名を加え、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	つかもと あきら 塚本 明輝 (1963年9月17日生)	1992年4月 株式会社大都商会 設立 代表取締役専務 2000年12月 株式会社大都商会 代表取締役社長(現任) 2005年6月 大都(香港)實業有限公司 設立 董事(現任) 2016年1月 大都ホールディングス株式会社 設立 代表取締役社長 2017年4月 当社 代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社大都商会 代表取締役社長 大都(香港)實業有限公司 董事	3,340,918株
〈取締役候補者とした理由〉 企業経営に関する高い見識と当社の事業内容に関する豊富な経験・知見を有するとともに、2017年に代表取締役社長に就任以来、当社の成長と企業価値向上へのリーダー・シップを発揮していることから、引き続き選任をお願いするものであります。			
2	つかもと ゆうぞう 塚本 雄三 (1991年9月13日生)	2013年1月 株式会社大都商会 2015年4月 株式会社アクロス商事 2016年9月 CLICK TECH株式会社 2017年12月 睿奢有限公司 2021年1月 当社 2021年4月 当社 取締役(現任) 2025年6月 新都AI株式会社 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 新都AI株式会社 代表取締役	一 株
〈取締役候補者とした理由〉 当社の貿易事業に携わり、海外取引全般に関する豊富な経験・知見を有することから、引き続き選任をお願いするものであります。			
3	はんだ きや 半田 紗弥 (1966年10月30日生)	1994年5月 東方企画 2011年4月 楽購思商貿有限公司 副社長 2014年5月 上海藍翼國際貿易有限公司 社長 2017年4月 当社 取締役(現任) 2025年6月 新都AI株式会社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 新都AI株式会社 取締役	一 株
〈取締役候補者とした理由〉 当社の管理部門に携わるとともに、当社事業内容に関する豊富な経験・知見を有していることから、引き続き選任をお願いするものであります。			

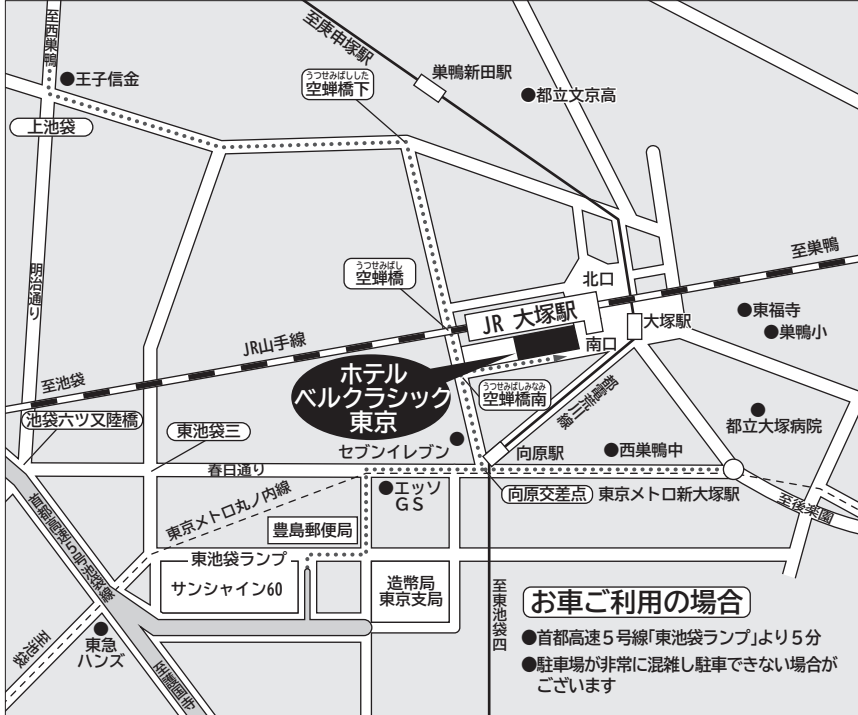
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	きたやま としあき 北山 聡明 (1977年6月3日生)	2008年4月 株式会社北山商事 設立 代表取締役社長(現任) 2025年4月 当社 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社北山商事 代表取締役社長	6,200,000株
<p>〈取締役候補者とした理由〉  長年に渡る会社経営の豊富な経験と、金属スクラップ・リサイクル事業で培った高度で幅広い専門知識を有していることから、その高い専門性、経験、事業推進力を当社の経営に活かして、有益なご意見やご指摘をいただけることを期待し、取締役候補者としていたしました。</p>			
5	〔新任〕 おき たけし 沖 壮規 (1958年6月26日生)	1982年4月 昭和産業株式会社 1985年4月 株式会社マス・ヨシモト 1997年10月 株式会社ワコム 2012年1月 アルゼゲーミングアメリカインク 2013年2月 株式会社アイセイ薬局 2022年6月 当社 入社 同社 社長室 社長補佐(現任)	一 株
<p>〈取締役候補者とした理由〉  上場会社を中心に20年余年、管理系部門における責任者、取締役に従事し、国内外において豊富な現場経験ならびにマネジメント経験を有していることから、当社にとってその見識を活かせること期待して取締役候補者としていたしました。</p>			
6	しもむら しょうじ 下村 昇治 (1958年3月2日生)	1980年4月 上毛新聞社 1986年4月 伊藤公認会計士事務所 1994年4月 株式会社エスケイコンサルタント設立 代表取締役 1996年12月 税理士試験合格 2010年7月 税理士登録 下村昇治税理士事務所所長(現任) 2017年4月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 下村パートナーズ税理士法人 代表社員	一 株
<p>〈社外取締役候補者とした理由および期待される役割等〉  税理士としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後は税理士としての専門的な知見を活かし、経営全般の監督機能および利益相反の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。  なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって9年となります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 塚本明輝氏は、当社代表取締役 鄧明輝の日本における通称名であり、同一人物であります。2025年9月より通称名の「塚本明輝」で表記することとしております。
3. 塚本雄三氏は、当社代表取締役の二親等に該当します。
4. 下村昇治氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。同氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本総会において同氏の再任が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 沖 壮規氏は、新任の取締役候補者であります。
6. 第1号議案(定款変更議案)の承認可決を条件として、取締役候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

7. 当社は、2014年10月2日以降の取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用および損害賠償金を補填することとしており、保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容での更新を予定しております。

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号  
 ホテルベルクラシック東京 8階「ラプソディ」



## お車ご利用の場合

- 首都高速5号線「東池袋ランプ」より5分
- 駐車場が非常に混雑し駐車できない場合がございます

## 電車ご利用の場合

●電車等の交通機関が便利です

- 池袋駅⑦ホーム
- 新宿駅⑬ホーム
- 上野駅②ホーム
- 東京駅④ホーム
- 羽田空港 — 浜町駅②ホーム —
- 東京モノレール23分

- 山手線外回り2分
- 山手線外回り11分
- 山手線内回り14分
- 山手線内回り22分
- 山手線内回り28分

## 大塚駅

南口より徒歩1分